

## 屋外広告物特別規制地区（弘道館・水戸城跡周辺地区）

### 1 区域

- イ 三の丸風致地区
- ロ 国道118号に接する敷地で国道50号交差点から市道上市201号線交差点までの区間の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）
- ハ 三の丸1丁目のうち市道上市6号線に接する敷地の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）
- ニ 市道上市201号線に接する敷地の区域（三の丸風致地区の区域を除く。）
- ホ イ及びハの区域界，市道上市266号線の西側道路境界，国道50号及び国道51号の中心線並びに都市計画道路3・4・4号三の丸勝田橋線の北側区域界に囲まれた土地の区域
- ヘ 都市計画道路3・4・4号三の丸勝田橋線の北側区域界，幹線市道1号線の道路中心線及び市道上市247号線の東側道路境界に囲まれた土地の区域
- ト 市道上市266号線に接する敷地の区域（ハ及びホを除く。）

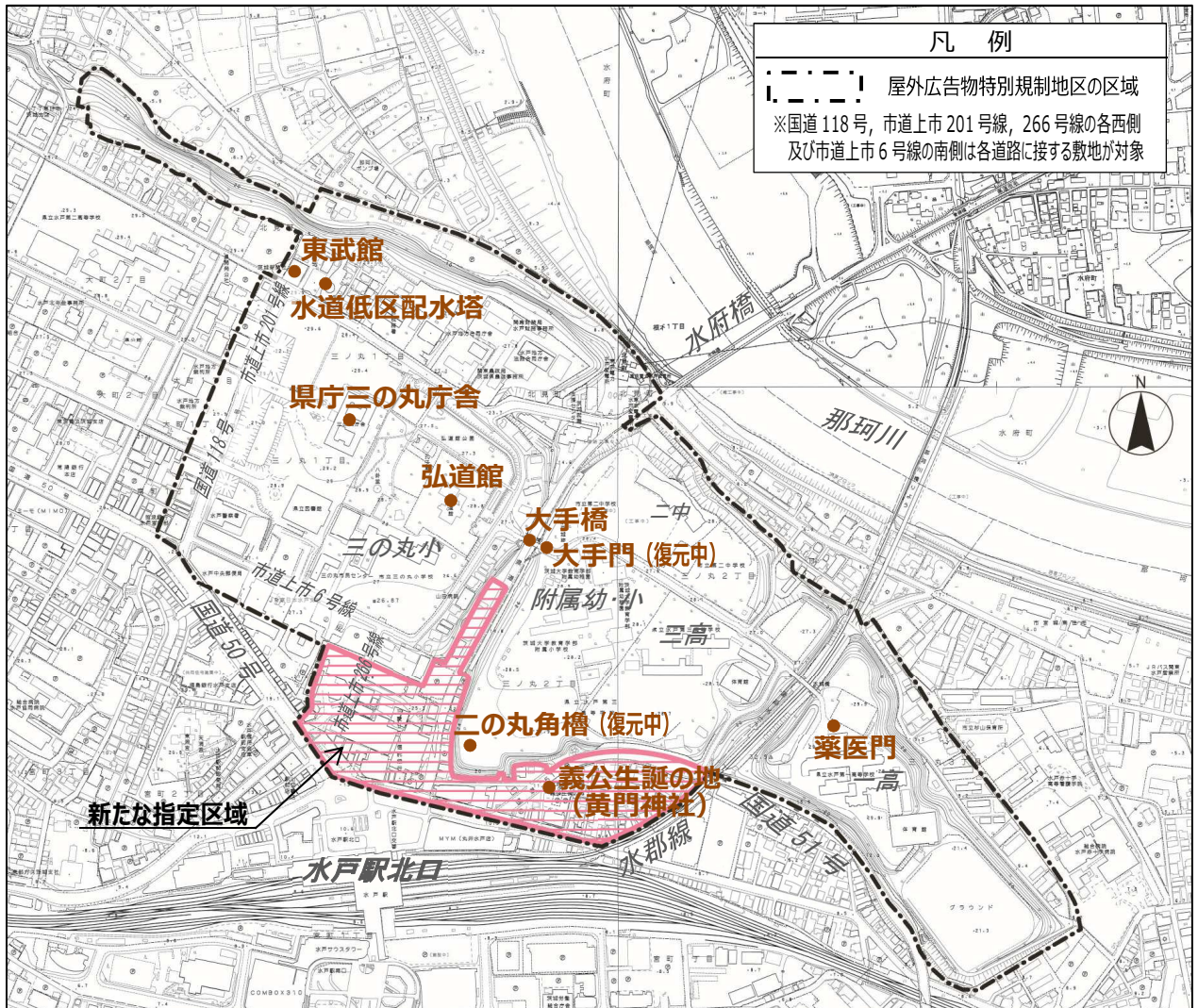


図 屋外広告物特別規制地区（弘道館・水戸城跡周辺地区）

### 2 変更日

平成31年4月1日